

審議会等調書

名称	佐伯市建築審査会		
設置目的	建築基準法に規定する同意、同法第 94 条第 2 項の規定による裁決及び同法の施行に関する重要事項を調査審査すること。		
設置根拠等	建築基準法第 78 条第 1 項、第 79 条 佐伯市建築審査会条例		
設置年月日	平成 17 年 3 月 3 日	委員数	7 人
審査事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に規定する特定行政庁の許可処分等に対する同意 ・ 建築主事又は特定行政庁の処分又はこれに係る不作為に不服がある者の審査請求に対する裁決 ・ 特定行政庁の諮問に応じた建築基準法の施行に関する重要事項の調査審査 ・ 建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対しての建議 		
事務局担当課名	建築住宅課建築指導係 電話番号 直通 0972-22-3574		
備考			